

<b>事業の目的</b>	全ての子どもに認定こども園法に基づいて、乳児及び幼児の教育及び保育事業を行うこと				
<b>保育理念(事業運営方針)</b>	「愛を知り、愛を行える子どもに」 ①一人一人の子どもが気持ちや思いのままに受け入れ、探究心が膨らむような「遊びこむ」環境作り ②子育て仲間として保護者同士のつながりを大切にし、みんなで育ちあう ③地域の子育てセンターとしての役割と幼稚園教育が融合する保育サービスの提供	<b>子どもの教育及び保育目標</b>	0歳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	
<b>保育方針</b>	子どもたちが「神様」にいつも愛されていることを知る。*年次の枠を越えて、子どもと先生との交わりを共同体形成を目指す。 *自分を大切に、人を大切にすることにより、子どもが本当に心から満足して遊べる保育をめざす。 *「みんなが違ってみんないい」という視点から協調性を育む・日本の伝統文化を大切に保育	(保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)	1歳児	行動範囲が広がる探索活動を盛んにする	
<b>保育目標</b>	*探究心を育むためのラーニングストーリー(学びの物語)の導入と協調性を養うための異文化交流の実施		2歳児(満3歳児)	探究心を大切に象徴機能や想像力を広げる	
			3歳児	身近な仲間や自然等の環境と積極的にかかわり、探究心と意欲を持って活動する	
			4歳児	探究心を育成し、信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする	
			5歳児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、個々の探究心から体験を積み重ねる	

●1号認定:基本保育時間→9:00~14:00 *一時預り14:00~16:30 ●2・3号認定:基本保育時間→7:30(8:30)~18:30(16:30)	<b>主な行事</b> (日常の節目としての行事設定)	●入園式 ●誕生会 ●健康診断 ●保育参観 ●運動会 ●プール開き ●夏祭り ●遠足 ●社会福祉施設への訪問 ●焼き芋パーティー ●クリスマス会 ●餅つき会 ●個人面談 ●カーニバル(作品展) ●口頭詩の会 ●進級式 ●終業式 ●卒園式
--	--------------------------------	--

<b>教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標</b>	<b>発達過程とクラスの相関性</b>	<b>保育5領域との整合性</b>	<b>家庭との連携</b>	<b>小学校への接続・連携</b>	<b>地域の実態に対応した保育事業と行事への参加(社会貢献)</b>
教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。 目標達成のため、報告・連絡・相談と話し合いの機会を重視する。	0・1・2歳児3クラス及び3歳児～5歳児の各クラス計9クラスで保育を行う。幼保連携型認定こども園を基に、教育・保育要領に基づいた年間指導計画を作成する。さらに「愛を知り、愛を行える子どもに」の理念のもと、保育と教育が一体となるきめ細い活動を展開する。	教育・保育要領の第2章のねらい及び内容並びに配慮事項を鑑み、各領域が示す目的に沿って教育及び保育がなされるように年間指導計画を作成する。また、「児童の権利に関する条約」にあるように子ども自身の権利の主体であるという観点に立って、子どもの「最善の利益」を大切にす。	園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。連絡帳等による状況把握、入園のしおり・HP等による園の情報提供にて情報共有する。また、子育て仲間として保護者同士のつながりを大切に、みんなで育ちあう環境を醸成する。	小学校教育への円滑な接続に向けて園児と児童の交流、こども園職員と教師の意見交換や合同研究の機会を図る。	長時間保育体制により、乳児保育を含んだ3歳未満児の受入を図るとともに、多様な保護者のニーズに対応をする。また、地域の行事に参加するとともに、日本文化の継承に努めるとともに、ユニセフの活動に協力する。地域の子育てセンターとしての役割と幼稚園教育が融合する保育サービスの提供をする。

**特に配慮すべき事項**

<b>健康支援</b>	<b>環境、衛生・安全管理</b>	<b>食育の推進</b>	<b>子育ての支援</b>
●健康及び発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画(年齢別参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(栄養士・調理員・調乳担当者) その他原則を前提とした配慮を行う。	●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒 ●施設内外の設備、用具等の安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザへの対応 ●毎月避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施 ●消防署査察 ●消火訓練の実施 ●安全教育年間計画(月別参照) ●警察署の指導による安全教室の実施 ●被災時における対応と備蓄 *年1回外部業者による消防設備点検	●友だちや職員と給食を楽しむことを通じて、「一緒に食べたい人がいるこども」から「愛を知り、愛を行える子ども」へ ●栄養バランスを考えた米園給食の提供 ●全園児へ炊きたて米飯の提供 ●行事食の提供 ●菜園づくりの実施	●入園のしおり・パンフレットの配布 ●一時預かり事業の実施 ●地域子育て支援の活動(育児相談等) ●保護者との連携協力 ●こども園紹介事業 ●新生児家庭等へ子育て支援情報の送付 ●実習生及び高校生保育体験の受入れ ●ユニセフ等の活動をおとして人権理解の促進 ●その他緊急を要する情報の通知 ●事業として地域子育て支援センター「マリア会」の運営

<b>養護</b> (保育教諭が行う事項)	年齢	0歳児	1歳児	2歳児(満3歳児)	3歳児	4歳児	5歳児	人権尊重・虐待確認保護・個人情報保護・苦情処理解決第三者委員設置 *幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 総則 第3-4(1)ア～エ、(2)ア～エ参照
	生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやりとりによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ	

**ねらい及び内容(満3歳以上は、教育課程に係る1日4時間年39週を下らない学校教育+その他の教育及び保育)※教育課程は別紙参照**

※2歳児は、満3歳の誕生日を迎えた後は教育課程に係る教育時間を含む(子どもが環境にかかわって経験する事項)	領域	教育及び保育(*教育・保育要領 第1章 総則 第2-4参照)	教育及び保育(※参照)	教育及び保育(教育課程に係る教育時間含む)			幼保連携型認定こども園教育・保育要領(①心情②意欲③態度を意味する)
	健康	●身体機能の発達	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動・指先の機能の発達	●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲
	人間関係	●様々な文化的背景をもつ大人との深いかわりによる愛着心の形成	●周囲の人への興味・関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達とのかわり増大	●道徳性の芽生えと平行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成
	環境	●身近な環境への興味を持つ	●好奇心を高める	●探究心に基づいた自然事象への積極的なかわり	●探究心に基づいた自然事象への積極的なかわり	●探究心に基づいた社会事象への関心の高まり	●探究心に基づいた社会・自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ
	言葉	●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	●言葉の獲得・話し始め	●言葉のやりとりの楽しさ	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力・聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展
	表現	●純粋な感情の表現	●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達と、イメージの膨らみ	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	●ダイナミックな表現 ●感動の共有

<b>教育及び保育の基本と目標(再掲)</b>	基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導—保育教諭の計画的な環境構成 目標:認定こども園法第9条の目標達成に努める
<b>特色ある教育と保育</b>	・キリスト教教育である。・遊びを中心とした保育である。・完全給食である。・乳幼児の人権を大切に保育である。・4・5歳児クラスはタテ割り(混合)保育である。・いろいろな行事がある。・探究心を大切に保育である。・日本文化を大切にす。・海外の文化にも目を向ける
<b>研修計画</b>	●教育・保育要領対応の園外・園内研修 ●教育部・保育部別の研修及び両部に一貫した研修 ●大学・大学院への派遣 ●先進地視察見学 ●園外研修への計画的な参加(園外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む)
<b>自己評価</b>	●法人による適切な施設運営管理の評価 ●こども園の評価(全体の反省による計画・教育課程への反映) ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得 ●第三者評価の理解 ●評価が賞与・昇給に反映される。